

# 第十二章

## 社会福祉基礎構造改革が 始まった

(平成元年)

52 53 54 ~ 58 59 60 61 62 63 64 ~ 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 ~

•春日園開園	•たんぼぼ作業所管理開始 •天皇陛下より御下賜金拝受	•第2春日園開園	•生活ホーム「KASUGA」設立 •生活支援サービスのぞみ設立	•生活ホーム「とびた」設立	•生活ホーム「1・2号館」設立 •つくし/たけのこ作業所運営 •障害者自立支援法へ移行 •のぞみ移転統合
--------	-------------------------------	----------	------------------------------------	---------------	---

平成11年度ころから社会福祉基礎構造改革というものが聞かれるようになってきた。何をどのように変えるのか？厚労省の話によれば社会福祉事業法が制定されたのは昭和26年であり既に50年の歳月が流れようとしている。今後増大するであろう福祉需要に対し、法は錆ついていて今の時代に合わない旨説明をきいた。

遅まきながら制度も変わるのかと初めて思ったし、大方の人も措置費制度というものが変わるとは考えていなかったのではないか。

同法は13年4月に施行されたが、私達障害分野は平成15年から適用されるということ、それまでに私たちは準備を進めていかねばならないこととなった。

### 1、改革の理念は

「個人が尊厳を持つてその人らしい自立した生活を送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、改革を推進する」となっている。

自立した生活が送れるよう支えるという表現は今の時代では当然であると思うが、では自立した生活とは何ぞやと思うことはいままでも縷々述べてきたところではある。果して施設で出来るのかと思ったりもしたが、基本は地域での福祉サービスに重点を置くものと解釈をした。

### 2、具体的な改革の方向性（利用契約が始まった）

#### ①個人の自主性を基本とし、その選択を尊重した制度確立

- ・質の高い福祉サービスの充実
- ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

以上を基本に福祉関係法令9法の改正と共に示された。この改革が施設に特に大きな影響を及ぼすものとして、福祉サービスの利用制度がある。これは従来の行政処分としての措置制度から、利用者が施設等と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度（支援費）に移行するという画期的なことであった。その為、利用者に対する説明資料や、それをサポートする障害者ケアマネージャーの設置など都道府県や施設関係者は検討審議された。

#### ②サービスの質の向上

福祉は人なりと先輩諸氏が言う。ことにサービスの質については、人材の育成・確保は至上の課題である。教育課程や養成課程が見直され、自己評価・第3者評価も義務づけられた。

また、事業の透明性と情報の提供体制の整備と、開けた施設を求めている。更には社会福祉事業の設立要件の緩和や民間参入が認められるようになった。

### 3、春日園で考え行ったこと

そこで春日園は次のような方向性を見出し、具体的方策を検討していくこととした。それは「春日園の今後の方向性」として12年度に広報誌等で知らしめ、その基本を次の通りとした。

- ・利用者を選ばれる施設づくり
- ・チャレンジできる施設づくり

今こそ、障害者もその制度と能力を上手に活用し、地域生活を進める方策を取る時が来たと思った。「限りある人生に限りない充足を」

### ① 作業工賃最高額支給

平成6年度から上昇し始めた授産売上及び工賃は順調に右肩上がり続け、平成13年度の売上実績は5390万/年、一人平均工賃支給月額額は30,298円となった。

この高揚感が利用者や私達の諸々のことができるという証になって、積極的に挑戦する姿勢や自信が育まれたと今も思う。残念ながら現在まで支給工賃額はこの数字を超えられませんが、正に施設全体が活力に満ち溢れているといった時代であった。

### ② 埼玉県に入寮定員削減の願い

今後の春日園の方向性に基づき、13年5月22日付埼玉県知事に対し春日園は入寮定員の変更申請を行った。春日園の60名定員を40名に、第2春日園の30名を50名に、生活ホーム6名を26名にというものだった。

同年10月9日にやっと埼玉県から回答が来た。それは継続事業としたというものだった。漏れ聞くところによると、計画は県でも推進派と慎重派に分かれたようで、只待機待ちの入寮希望者が全県的にいる中で、春日園の希望を通すには福祉計画の数量確保の面から如何なものかということがどうやら本音の部分らしい。

### ③ 内木住宅での生活ホーム体験

平成13年4月、深谷市人見にある内木さんの住宅を借用して「第2KASUGA」ホームとして体験実習を行った。期間2ヶ月程度の体験を23名ほどの方がおこなったが、隣近所の方々も大変友好的で、県の定員変更を認めないという回答により1年

あまりで撤退を余儀なくされたときには非常に残念がつてくれた。

しかしこの体験実習を通し、自分もホームで生活できるといふ自信を利用者は更に深めたと思うし、これがあつたから次のとびたホーム、更にはのぞみの園ホームへと繋がった貴重な体験となった。

### ④ 飛田さんがホーム建設協力

そんなことがあつたにも拘らず、既にとびたの建設は始まつていた。このホームは町内在住の飛田修作(故人)氏が自己所有の地に建屋を立て、そっくりホームとして賃貸してくれるという方式で、あちこちの法人では取り入れているやり方である。

氏とはある飲み会の席で知り合い、職人らしからぬ口調と気さくで優しい好々爺といったイメージを抱かせて下さり、作りましたよ借りましょうというようにとんとん拍子で進んでいったように思う。

平成14年4月1日完成とともにオープン(定員7名)6名の方が入居され当面は入寮者の実習という扱いで対応した。そして15年4月正式に生活ホームとして事業開始され、通所先は春日園の通所併設部門(10名)として席を確保した。

⑤ 一坪運動開始

フィンガーの仕事が何とか順調に軌道に乗るとともに、施設の将来像を鑑みた時、土地が狭いということが大きな課題として浮上してきた。第一に作業場が狭く長い間柱が取り回しできない。資材及び製品が置けない、そしてフォークリフトが入らないなどの環境問題。次に職員増等による駐車場の確保が出来ない。そして施設を将来建て替えるのであろう時の代替地がない



▲▼生活ホーム「とびた」



⑥ 制度のその後

などの理由から土地の取得を行うこととした。資金のないことから一坪運動と名うち保護者や協力者等に呼びかけ、ご協力を戴いたほか、候補地も真下尚治理事の調整で神山氏から道路を挟んだ東側の土地約1000坪を取得することができた。その後ここにフィンガーの作業等を16年に建設し、運動場兼駐車場として現在に至っている。

社会福祉基礎構造改革は施行後間もなく(平成16年)には並びを呈していたようで、改革のグランドデザイン(案)として新たな制度改革を模索していると、関係者には理解を得るための説明会があったりした。

説明では、制度改革により利用者のサービス利用料が予想を超える大きさとなってしまった。特に地域福祉サービスとして在宅サービスを身障者だけでなく知的・精神・児童にも利用していたことにより、予算の確保が難しくなってしまった云々とのこと。

故に今後は持続可能な制度にしたいとの言であったが、一方では介護保険との統合を進めて行かんがための言い訳にも見えていた。彼の厚労省役人はスタラップアンドビルドと言っていたが・・・。